

大野城市教育委員会共催等取扱要領

昭和58年5月6日

教委要領第1号

改正 平成6年12月1日教委要領第1号

改正 平成14年12月1日教委要領第1号

改正 平成23年2月18日教委要領第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、大野城市教育委員会（以下、「委員会」という。）の共催、後援、賛助及び賞状交付（以下、「共催等」という。）申請に関する事務取扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、共催等をする事業とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共催する事業とは、当該事業の趣旨又は目的が、委員会の教育施策に合致し、かつ本市教育の進展に寄与するものと委員会が認め、委員会が経費の一部を負担し、又は運営に参画し、共に推進すべきと考える事業
- (2) 後援をする事業とは、当該事業の趣旨又は目的が、本市教育の進展に寄与するものと委員会が認める事業
- (3) 賛助する事業とは、当該事業の趣旨又は目的に委員会が賛同する事業
- (4) 賞状を交付する事業とは、前各号に掲げる事業

(主催者及び対象事業)

第3条 委員会は、主催者及び内容が次の各号に該当する事業について共催等を行うことができる。

(1) 主催者

- ア 国・県若しくは地方公共団体その他これらに準ずる公共機関・団体
- イ 学級及び学校教育関係団体、社会教育関係団体、福祉関係団体、その他公民館活動により年間を通じて市民に身近な社会教育活動を行っている団体
- ウ 実行委員会組織（上記団体を主として構成されたもの）を有する団体
- エ 年間を通じて文化・スポーツ等の支援を目的とした活動を行っていることが社会的に認知されている団体・企業

オ その他、委員会が認める団体

(2) 事業内容

ア 市民が自由に参加できる事業で参加者の負担が社会通念上適性であるもの

イ スポーツの指導及び振興のための事業

ウ 音楽、演劇、美術その他芸術の指導及び振興のための事業

エ 学術及び文化の研究のための事業

オ その他、委員会が必要と認める事業

(非対象事業)

第4条 前条の規定にかかわらず、委員会は、次の各号に掲げる事業については、共催等をしてはならない。

- (1) 主催者が団体としての形態（組織・予算・年間の事業計画等）をなしえていないもの
- (2) もっぱら営利を目的とした事業（営利性）
- (3) 営利事業を行っている団体が主催・後援・共催し、営利事業と深く関連した内容を含む事業。ただし、国際文化交流公演等特に市民の教育の進展に寄与するものと委員会が認める事業は教室等への勧誘行為を行わないこと及び主催者名、家元、流派の名称の使用制限等の条件を付して後援を行うことができるものとする
- (4) 政治活動を行っている団体が主催・後援・共催する事業及び特定の政党の利害に関する事業又は講師の選挙に関し特定の候補者を指示する事業（政治性）
- (5) 宗教活動を行っている団体が主催・後援・共催する事業及び特定の宗教・教派若しくは教団を支援する事業（宗教性）
- (6) 現在の行政施策及び教育行政に対する否定的な内容を含む恐れがある事業
- (7) 社会的な中立性を保持できない恐れがある事業（中立性）
- (8) 反社会的行為（暴力行為、迷惑行為等）を行い、又は行うおそれのある者が主催又は共催する事業
- (9) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体が実施する事業

(金品の援助)

第5条 委員会は、共催等を行うときは、原則として金品の援助は行わないものとする。ただし、委員会が特に必要と認めた事業については、この限りではない。

(申請の方法)

第6条 共催等の申請をしようとするものは共催申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、記名押印又は署名のうえ委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請は、事業の開催日決定後すみやかに行わなければならない。

(決定及び通知)

第7条 委員会は、前条の規定に基づき申請がなされた場合は、その内容を審査し、共催等の適否を決定するものとする。この場合において、委員会は必要に応じ団体の構成・事業計画・予算等の資料の提出を求め、許可に対し収支決算の提出・安全の確保等の条件を付することができる。

2 委員会は、前項の決定をしたときは、共催等決定通知書(様式第2号)によりすみやかに申請者に通知しなければならない。

(取消等)

第8条 委員会は、前条第2項の通知をした後に申請の内容に虚偽が認められたとき、又は通知を受けた者が決定に付した条件に違反したときは、当該共催等を取消し又は変更することができる。

2 委員会は、前項の規定により共催等の取消し、又は変更したときは、当該共催等取消通知書(様式第3号)又は共催等変更通知書(様式第4号)によりすみやかに申請者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により共催等の取消しを行ったときは、共催等の申請はなかったものとみなす。

(委任事項)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。